肉用牛（繁殖）の技術体系の将来像と経営モデル



※１　2020 年の姿については、「農業経営統計」（組替集計）等から、個々のモデルごとに農地面積等から抽出した統計値から労働時間・所得を試算。

※２　2030 年の姿については、以下の条件のもと、「農業経営統計」（組替集計）やスマート農業の実証結果や事例等を活用し試算。

農業所得は、農業経営統計における農業所得の考え方に準じて試算（農業粗収益（補助金含む））から物的経費、雇用経費、支払利子・地代を控除）。

労働時間は、スマート農業技術や栽培技術等の導入による省力化等の効果の他、品目ごとの事情を踏まえ、規模拡大や農地集積による効率化の効果を含み試算。

農産物価格は、2020 年の姿の水準をベースに、品目ごとの事情を踏まえて設定。

単収は、スマート農業技術や多収品種、栽培技術等の導入による効果も見込み設定。

補助金は、2024 年度の水準をベースに、品目ごとの事業を踏まえて試算。

農業機械等の価格は、メーカーの販売価格等を参考に設定し、減価償却費として計上。

食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針に関する公示

食料供給困難事態対策法（令和６年法律第61号）第３条第１項の規定に基づき、食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針を定めたので、同条第５項の規定により、公示する。

令和７年５月８日　　農林水産省

食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針

令和７年４月

はじめに

食料は、人の生命維持に欠かせないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として、国民生活にとって極めて重要な物資である。また、食料は農林水産物の生産から流通、加工、販売といった、地域の経済・雇用を支える様々な事業活動を経て最終消費されるものであり、国民経済においても重要な役割を担っている。このため、食料の供給の大幅な不足又はそのおそれがある場合には、買占め、買い急ぎ等の消費者や事業者の購買行動の混乱、食料やその原材料価格の高騰、食品製造における原材料の変更や製造の停止など、国民生活や国民経済に大きな影響が生じ得ることとなる。

このように、食料については、国民生活の安定や国民経済の円滑な運営の観点から、安定的に供給されることが求められる一方、世界的な人口増加による食料需要の拡大、気候変動に伴う干ばつや高温などの異常気象の頻発化、物流・人流のグローバル化による家畜の伝染性疾病や植物病害虫の侵入・まん延リスクの増大など、世界の食料需給を不安定化させるリスクが顕在化している。特に食料や生産資材の多くを海外の特定の国・地域に依存している我が国は、より一層大きな影響を受けるおそれがある。

こうした状況の下、国民生活や国民経済にとって重要な食料の供給が大幅に不足する兆候の段階から政府一体となって対処するため、食料供給困難事態対策本部（以下「本部」という。）の設置、食料供給困難事態の未然防止や解消のための措置などを定めた食料供給困難事態対策法[1]（以下「本法」という。）が令和６年６月に成立した。

食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針（以下「本基本方針」という。）は、本法第３条第１項の規定に基づき、食料供給困難事態対策を総合的かつ一体的に実施するために定めるものであり、今後の社会経済情勢の変化等に応じ、必要に応じ見直すこととする。

---

[1] 食料供給困難事態対策法（令和６年法律第61号）。